# 藤沢市建築物等における 木材利用促進に関する方針

藤沢市

#### 「藤沢市建築物等における木材利用促進に関する方針」

#### (趣旨)

第1 この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号。以下「法」という。) 第12条及び神奈川県が定めた「神奈川県建築物等における木材利用促進に関する方針」(平成17年4月1日 適用、令和6年9月改正)に基づき、法第12条2項に定める必要事項を定めるとともに、市内において積極的に木材の利用促進を図ることを目的とする。

#### (用語の定義)

- 第2 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
  - (1) 建築物 建築物のほかベンチや外構施設、ガードレールなどの工作物を含む。
  - (2) 備品 備品(机、いす、書棚等)のほか、消耗品(文房具等)も含む。
  - (3) 建築物等 建築物及び備品を総称したものをいう。
  - (4) 木造化 建築物の柱、はり、けた、小屋組み又は壁等の全部又は一部を木造とすることをいう。
  - (5)木質化 建築物の内装又は外装における木材利用及び備品における木材 利用をいう。
  - (6)県産木材 神奈川県内で生産された素材並びに当該素材を材料とする製材品及び木製品をいい、主たるものを別表1に示す。
  - (7) 地域材 輸送過程で排出される二酸化炭素量及び木材生産量を考慮し、 近隣都県(関東甲信越地方に属する都県及び静岡県をいう。)で生産され た木材をいう。
  - (8) 品質認証材 品質認証材とは、次のものをいう。
    - ア 日本農林規格等に関する法律に基づく日本農林規格(JAS)の認証を 受けた木材
    - イ かながわブランド県産木材品質認証制度の定める品質基準を満たした た県産木材
    - ウ 他の地方公共団体において定める品質基準を満たした木材

#### (木材利用の意義)

第3 建築物等における木材利用については、次の意義を有することを踏まえ て取り組む。

- (1) 木材の利用を通じた森林の伐採、植林及び保育による木材の持続的生産 の促進と森林の持つ公益的機能の維持及び増進への寄与
- (2)再生産可能な資源という木材の特性を生かした循環型社会の構築への貢献
- (3) 調湿性に優れ、高い断熱性を有し、又は人に対するリラックス効果がある等、木材の特性を生かした快適な空間の創出
- (4) 炭素固定機能を有し、加工及び輸送に必要なエネルギーが他の原料に比べて少ない等、木材の特性を生かした脱炭素社会の実現への貢献と環境への負荷の軽減

(市内の建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項)

第4 市内の建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項は次のとおりとする。

#### (1) 公共建築物等

別表2(1)に該当する公共建築物の整備においては、可能な限り木材を 使用した方法を採用し、県産木材を使用するよう努める。

また、備品については、木材を原材料として使用した物の利用の促進を図る。

#### (2) 民間建築物等

別表 2 (2) に該当する建築物及びその他の民間が整備する建築物においては、木材利用に関する情報提供等を通じて、可能な限り木材を使用した方法を採用し、県産木材を使用するよう促す。

#### (3) その他

建築物等の利用に適した木材の供給体制の整備、品質の確保、整備に必要な情報の提供を行う。

(市が整備する公共建築物等における木材利用の目標)

第5 市が整備する公共建築物等における木材利用の目標は次のとおりとする。

#### (1) 公共建築物等

#### ア 公共建築物の木造化の推進

公共建築物については、別表3に掲げるものを除き、原則として木造化に努めるものとする。ただし、建築基準法その他法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性能等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題等の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとす

る。

#### イ 公共建築物等の木質化の推進

公共建築物等については、別表3により木造化ができない場合でも、 次により木質化を推進する。

- (ア) 床、腰壁等の内装や外装における可能な限りの木質化
- (イ) 家具、調度品等における木製品の購入
- (2) 木質バイオマス等の推進

公共建築物への暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマス を燃料とするものの導入を検討するものとする。

(3) 公共建築物において利用する木材

可能な限り県産木材及び地域材の利用に努めるものとし、県産木材及び地域材の利用が困難な場合は、原則として国産材を利用する。また、品質認証材も積極的に導入を図る。

(木材の利用の促進に関し必要な事項)

- 第6 建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項は、次のとおりとする。
  - (1)総合的な検討

建築物等を整備する者は、施工や維持管理に要するコスト縮減に留意するとともに、耐用年数、ライフサイクル全体にわたる環境負荷並びに木材利用の意義等を総合的に検討した上で、木造化、木質化に努めるものとする。

(2) 木材利用のPR及び普及の推進

市は、公共建築物等の木造化、木質化等の実施にあたり、木材利用のP R及び先進的技術等の普及に努める。

(3) コスト縮減への留意

この方針の運用にあたっては、施設の整備費及び備品等の購入費についても、耐用期間、維持管理費にとどまらず、解体、廃棄なども含めたコスト縮減に留意するものとする。

(附則)

本方針は、平成31年3月15日から適用する。

「藤沢市公共施設における木材の利用の促進に関する方針」は「藤沢市建築物等における木材利用促進に関する方針」に名称を変更する。

本方針は、令和7年12月1日から適用する。

別表1 主な県産木材

素	材	丸太
製材品		板類、ひき割類、ひき角類
加工材		プレカット材、加工丸太等
合 板		構造用合板、造作用板等
木製品	内装材	床材、壁材、天井板、階段、手摺り等
	建具等	ドア、サッシ、障子等建具類
	家具	机、椅子、テーブル、カウンター、棚、間仕切り、 下駄箱等
	外構	門扉、柵、塀、施設案内板、ベンチ、遊具、 歩道敷材等
	土木用材	間伐材使用型枠、土木用丸太製品、工事中表示板等
	その他	食器、文房具、玩具等、原材料に県産木材を使用す
	木 製 品	る製品

# 別表 2 木材利用を促進すべき公共建築物

## (1) 市が整備する公共建築物

公共の用又は公用に供する建築物であって、広く市民一般の利用に供される建築物

	100元来内					
	種別	具体例				
市が整備する公共建築物	学校	小学校、中学校				
	社会福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、保育所等				
	保健・衛生施設	病院、保健所等				
	運動施設	体育館、プール等				
	社会教育施設	図書館、ホール等				
	都市·住宅施設	公園、市営住宅等				
	行政施設	庁舎等				
	公共工作物	ベンチ、外構施設等				
	その他市が整備する	市民の家等				
	建築物					

(2) 市以外の者が整備する(1) に準ずる公共建築物 広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高い と認められる建築物

	種別	具体例
市以外の者が整備	学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等
	社会福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、保育所等
	保健・衛生施設	病院、診療所等
	運動施設	体育館、プール等
	社会教育施設	美術館、ホール等
	公共工作物	ベンチ、外構施設等
	その他	公共交通機関の旅客施設

## 別表3 建築物を木造化できない場合

- (1) 建築基準法等の法令、建築物の設置基準等により木造化ができない場合
- (2) 建築物の用途、安全性、維持管理等を考慮して木造化が困難と認められる場合
- (3) その他建築物の木造化が困難と認められる場合